社說

私權の考に乏し

日本人が常に政論を喋々して政權の爭奪に熱しながら私權保護の一事には甚だ冷淡にして現に自家の利害に適切なる事柄さへも等閑に付して頓着せざるは我輩の解せざる所なり其事實は一にして足らざれども手近き例を云へば東京市民の市區改正に於けるが如き著しきものなる可し從來市民の擧動を見るに特別市制の廢止知事排斥の運動などには非常に奔走して恰も狂氣の態を演じながら市區改正の爲めに銘々の私權を抑へられ實際に損害を蒙るみと一方ならざる其處置に就ては實際に苦悩の多きにも拘はらず曾て運動奔走の沙汰を聞かず全く泣寝入りとは卑屈も亦甚だしと云ふ可し抑も今日の實際に公共事業の爲めに土地買收の場合には土地收用法の規定あり充分に私權を保護して損害の補償は一切起業者に負擔せしめ所有者の內實は寧ろ益するものさへあるの常なるに然るに東京の市區改正に限りては專制時代の遺法とも云ふ可き公用土地買上規則の精神を傳へたる土地建物處分規則を適用し買收の直段を定むるは恰も政府の命令に出で時としては實價よりも安き價を命ぜられながら所有者は飽くまでも之を拒ふを得ずと云ふ今の日本は法治國なりなど云へども東京の市民は等しく法治國の人民にてありながら法律の壓澤に浴はざるものと云ふも不可なきが如し或は坊る處置も一時の便法として效能の著しきものゆへには尙ほ忍ぶ可しと雖も一方には人民に少なからざる損害を蒙らしむる其一方には苦悩百出容易に目的を達する能はずして事業の進歩を遲緩ならしむるのみなりと云ふ何れの點より見るも利害の分明なるは勿論、東京の市民は直接に痛痒を感じて決して他人の事とは見る可らざるものなるに一般に之を看過して反對の運動を見ざるは何ぞや特別市制の如き廢するも可なり況んや知事の如き幾回の更迭あるも實際の利害に差したる關係はある可らず何れにしても差支なきみとなれども改正の處分に至りては永久の財產として所有する土地家屋を現價以下に買收せられて餓ふるに道なく直接の損害少なからざるのみか其影響の及ぶ所甚だ廣し例へば土地を賣らんとするにも改正線路に當るの場所とあれば價の非常に安きは勿論、實際買はんとするものさへなし又現に土地を有して家屋を新築せんとするにも買收の恐れある所には着手するを得ざる等いづれも改正の爲めに蒙る影響に外ならず而して其直接間接の損害迷惑は土地建物處分規則の如き恰も一種の命令的處分を用ひ強ひて實價以下の買收を命ずるが爲めにして東京市民は私權の一點に於て一般國民と同樣の待遇を得ざるものと云ふ可し市區改正の事に關しては我輩の論じたるみと一再ならず尙ほ論ず可きものも少なかもざれども市民の中には常に政論に熱して專制市制の廢止、知事の排斥などには騷々しく運動するものありながら銘々の利害に直接の關係ある此一事に於ては實際に苦悩の多きにも拘はらず又專制に明白の權利なるにも拘はらず敢へて一言をも吐かず恰も無權者の態度を取るは如何に怪し去りて一言をも吐かず恰も無權者の態度を取るは如何に怪しきことなりとして認めざるを得ず我輩の敢て注意を望む所なり

○赤坂離宮へ行幸仰出さる　天皇陛下には陸軍將校の飼養馬西天覽の爲め今十四日午前九時卅分御出門にて赤坂離宮へ行幸の旨昨日仰出されたり御道筋は左の如し

正門より穩田門を出で右へ爆藥通り三宅坂を上り半蔵門外左へ麹町通り四谷門を出や左へ爆藥通り赤坂離宮へ御順路

○東宮行啓　皇太子殿下は一昨十二日午前九時御出門にて積離宮へ行啓午後四時卅分還啓遊ばされり

○有栖川威仁親王殿下　には同妃慰子殿仁、實枝子女王の各殿下御同伴にて一昨十二日御出發兵庫縣下鮮子の別莊へ赴かれたるよし

○伊藤總理の參內　臺灣の巡視を終りて歸京したる伊藤總理大臣は昨日午前十一時參內御前に拜伏して視察の模樣等を具さに上奏したるに種々御下問在らせられ午後一時頃退出せしよし

○黑田臨時總理の解任　伊藤侯の不在中總理大臣臨時代理を仰付けられたる黑田伯は昨日を以て其職を解かれたるよし

○西鄕海軍大臣の歸京　西鄕海軍大臣は名古屋より伊藤總理と同乘して歸途沼津に下車し同地の別莊に二泊したる上一昨十二日午後五時新橋着の汽車にて歸京、黑田樞密院議長、榎本農商務大臣等數十名出迎へたり

○東園侍從の復命　三陵地方巡囑の實地視察の爲めに發したる侍從東園基愛氏は一昨日歸京し一昨日午前九時宮中に伺候し兩陛下に拜謁して被遣の模樣を具さに上奏し奉りたるに種々御下問在らせられ午後一時頃退出せしよし

○釜山に於ける原公使　朝鮮京城駐劄の原新公使は赴任の途去る二日午後四時臨時出帆の汽船覆鳴丸にて釜山へ寄航せしかば秋月領事を始め同館員一同并に在居留地の東條三郎、土岐喬宮太郎等の諸氏は降雨を冒して汽船まで出迎へ其他の居留地商業會議所兩議員等は孰れも之を埠頭に出迎へ公使は夫人と共に六時上陸して領事館に入りしが豐鳴丸は風波の爲め發三日の出航と改まりしを以て其夜は旅店大池方に投宿し三日午前九時より領事館樓上に於て居留地會、商業會議所の兩議員に對面し東條三郎氏同連居留民を代表して挨拶の辭を朗讀し公使は之に對する答辭を述べ且つ將來釜々釜山港の發達を期する旨を一言し終りたる後兩會よりシャンパン酒を饗して公使并に同夫人の健康を祝し暫時閑談ありて程無く出帆時刻に達するや公使の一行は一同に埠頭又は本船まで見送られて乘船し午前十一時仁川に向けて出發したるよし

○日本酒の重稅　布哇の立法院にては此程酒類輸入稅改正に關する第五十一號議案を通過したり其議案によれば九度より十四度までのアルコールを含む酒は輸入稅を一ガロンに付六十仙とし十四度以上二十一度までを同じく金一弗と定めたるが日本酒は十六度より十七八度に至るものなれば一ガロン一弗の紀金を課せらるべく左すれば今日五弗にて一樽を買ひ得べきものも十二三弗を拂はざるべからず一ガロン一弗の相場にて二弗五十仙位となるべし右は來年の七月より執行さるべしと云ふ然るに之に反して米國カルフォルニアの葡萄酒に對しては特に無稅輸入を許可するみとゝなりたり右の如く甚しき偏頗の處置あるに付日本商人は非常の苦痛を感じ幹部の來一運の請願書を其筋に差出し且つ委員は內閣に出頭し大統領に面會して種々陳情する所ありしかば大統領は直ちに之を容れ俄に敕書を兩院に下し下院第五十一號議案に對して禁止權を應用せり然れども兩院議員の多數は既にカリフォニヤ州葡萄酒協會の助けを得且つヒーコック、マクレアン兩大問屋の後押を受くるに付意氣込中々强く該議案は再び兩院に於て大多數を以て通過したるに付大統領の禁止權も無効に歸したりと云ふ

○北海道官林の大解除　北海道廳にては殖民地を擴張せんが爲め去る七日を以て渡嶋後志膽振三國の官林中より殆んど一億坪に近き大地積を解除する旨を告示せり即ち其地積の國別は左の如し

渡嶋國　凡り三百四十二萬四千四百坪
後志國　凡り二千四百三十八萬七千七百十坪
膽振國　凡り二千九百十二萬九千五百二十坪
合計　凡り九千五百六十四萬一千七百三十坪

女武者　わかば

第卅七回　奇怪の法師

木曾は經後の國府に陣を構へて北陸諸國を打從へ、兵氣盛にして旗鼓整々、馬は肥え兵は猛きを以て、程なく洛中さして攻入るべしと聞えければ、都の騷動一方ならず、彼に勢の附かぬ內、吾より進み討つべしと、諸國の兵士を催ほすみと無慮十萬餘騎、大將軍には三位中將維盛越前三位通盛藤戸守忠度左馬頭行盛三河守知度但馬守經正、東道としては兼て東北の地の理に委しき齋藤別當實盛を先にして、琵琶の湖水を隔てゝ東西よりぞ打下る。地に輝く紅の旗差物は、漫々たる水に映りて、宛然錦を湛ふ如くなり。

源氏は平家に比べては、其勢九牛が一毛に足らずして、僅に十が一にも及ばざりけり、大軍平野に駐進ひて、鶴翼長蛇の陣法を敷はさん事は論ふまじ、されど敵は不知案內の西國武士に、柔弱育ちの京侍の多ければ、鋒を設けて默からば、打勝つみと容易きに似たり、されば先づ敵の要路に當れる燈城を堅めて、敵の來るを待つみそよけれと、萬人の策は容節を合したらんが如し、

水曾は國府の城に郎黨外樣を集めて軍議を凝すに餘念なし、「皆の者聞き候へ、燈城へは曩に信濃國の住人仁科太郎守弘を始めとして、相從ふ勢三百餘騎、追手の押へとして遣はし置きたる上に、平泉寺の長更齋明法師も門徒の大衆千餘騎を率ゐて馳參りたれば、あなかち憂ふべきにはあらねど、之を統る大將なくば、蛇の首を失へるが如けん、誰ぞある、之より燈城に馳せ向ひて、平家の大軍を迎へ候へ」と命じ玉ふ、三軍の將士勇なりと雖も、後に續く輩も無うて、一人孤城を守らん事武門の身として面目無きにあらねど、必勝の策は難し難し、流石に猛き將士等も相顧みて眼を見合すのみ、吾行かんといふものなし。

巴は斷る味方の軍議には、何時も其座に列れり、今日しも水曾の邊に侍りしが、一座を見渡して打笑ひ云み、「燈は北陸の要路にして、敵の目ざす處にて侍る、彼方を守らんには死を以てせざるべからず、見す〳〵討死すべき所に、可惜猛夫を送らん事の惜しさよ、妾は女子にて侍れば、今生き長らへばとてさのみ後の助をなすにも待らずされば、燈の城を墳墓と覺悟して、之より行いて斯と聞いては忠は御前近くれわり、「いや〳〵」は思へば、大陸身は行末の怨んじと、巴は勇氣凜々たり、蛇と六郎を押止めて、斜めに木曾の顏を見る、嬌容々として雨を帶びたる梨花の如し、珠玉の身體の何處に恐ろしき魂魄のひそめる。

將軍はれを見て氣驕揚、我妻ながら其勇ましさ感に堪へず、「互に難所を爭ふ事神妙なり、さらば巴、軍として燈のすべし、六郎は萬に必ず、いづれも將が指揮二人ともに、國府の城に踏ひ、敵の來るを待つ事、所長屋の抑も燈城と、南は荒孔の山中、虎刑脇能美、北は袖振の、山の白峰に、西は海路新、なかからんと、巴は大鎧地上、石高く築て四、古今の要害なり、巴は大鎧地上、「と打頭、「と打頭」、「と打頭」、「と打頭」